

農業経営基盤強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

美作市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概況

本市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県・東は兵庫県と接しており、東西約20km南北約40kmと南北に細長く、面積は429.19km²で県の約6%を占めている。

市の北部は兵庫県との境界に岡山県で最も標高の高い後山（1,344m）がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている中国山地が広がり、市の南部は標高約50～500mの丘陵台地となっている。市域の約8割が山林及び原野で、農地は河川沿いの開けた平坦地や緩傾斜地などに分布している。

市域内は内陸的気候であり、昼夜・夏冬の気温の差が大きいものの比較的温和な気候であるが、北部の山間部は中国山地に位置するため、比較的日本海側の影響を受け、積雪の多い地域となっている。

主な生産物は水稻・黒大豆・茶・施設園芸作物であり、特に黒大豆・茶については県内でも有数の産地となっている。

今後は特に施設園芸において、高収益性の作目・作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供・農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

以上、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業の現況と課題

本市の農業経営体は平成27年の1,998戸から令和2年の1,501戸へと5年間に497戸が減少している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化や後継者不足が進み、機械更新時や世代交代を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

本市の大部分が中山間地域となっており、農業従事者の高齢化とともに遊休農地が増加傾向にある。これらは放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、有害鳥獣の住処となり周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 目指すべき美作市の将来の姿

収益性の高いぶどうなどの園芸品目を推進し、産地化を図る。

また、大規模耕種農家と施設園芸農家との間で、労働力提供・農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを

基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、地域農業を今後も維持・発展させるために、多面的機能広域活動組織が、今後さらなる多面的機能支払交付金事業の取組みを推進するとともに、広域化組織を核とした地域資源管理組織等の育成を推進する。

4 担い手育成の基本的な方向と目標

本市農業の現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

(1) 育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条の規定により、市内で農業経営を営み、本市等から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

基盤法第14条の4の規定により本市から青年等就農計画の認定を受けた経営体

ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者

エ 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

- ・特定農業団体
基盤法第23条の規定により、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織
- ・集落営農組織
集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織

(2) 育成すべき担い手の目標数

新規就農者から認定農業者への誘導をすることにより、認定農業者を概

ね 100 人（現状：95 人）、生産組織を概ね 17 組織（現状：15 組織）育成するよう努めるものとする。

また「21 世紀おかやま農業経営基本方針」に掲げられた新規認定農業者確保数の目標 4 年間で 540 経営体を踏まえ、本市においては年間 5 経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

先進的経営として育成する経営体の目標としては次のとおり

	目標	現状
認定農業者	100	95
集落営農集団	17	15
新規就農者	91	29

※新規就農者の現状数は過去 7 年間の累計、目標数は令和 12 年度とする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（農業経営を行う経営体当たり概ね 380 万円（法人組織の場合は、農業部門の責任者等の 1 人当たりの所得とする）、年間労働時間（農業従事者 1 人当たり概ね 1,900 時間）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、「概ね」は、8 割とする（以下同じ）。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

ア 確保・育成すべき人数の目標

21 世紀おかやま農業経営基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間 150 人以上を踏まえ、本市においては、年間 7 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、就農後概ね 5 年後に、主たる従事者一人あたりの年間農業所得 200 万円以上を目指すこととし、年間総労働時間については 1,200 時間以上の水準を達成できるものとする。

5 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援の方策

将来の本市農業を担う意欲と能力を持ち、農業経営の発展を目指す者に対して、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施して支援する。あわせて、地域計画（地域計画の策定までは、実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）に基づき、担い手の育成と農地の集積・集約を進める。

近年は都市部からの移住者も増加しており、定住促進を発展させていくためにも、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援をしていくことが重要である。そのため、市内外の就農希望者に対して、農地については美作市農業委員会（以下「農業委員会」という。）や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については勝英農業普及指導センター及び美作広域農業普及指導センター（以下「農業普及指導センター」という。）や晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等が重点的な指導を行うなど地域総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく必要がある。

（１）担い手育成の推進体制

本市は、農業協同組合、農業委員会、美作市認定農業者連絡協議会、美作市新農業経営者クラブ連絡協議会等と連携して美作市農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体について検討する。

また、育成すべき担い手に対して同協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の担い手が農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

（２）担い手の支援方策

基盤法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地の利用集積その他の支援措置が認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体とも協力して制度を積極的に活用する。

また、同協議会において、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を重点的に指導するとともに、農業普及指導センターと協力し、農業協同組合支所単位で研修会を開催等する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

（３）農地の集積・集約の方針

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。各地域での協議の場を設け、地域での話し合いを進める際には、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化し、地域の実情に即した経営体の育成及

び農用地の利用集積が進むよう指導する。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成や農用地の利用集積が遅れている集落においても、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して地域計画に基づき担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

6 多様な担い手の育成方針

(1) 組織経営体の育成

生産組織は効率的な生産単位を形成するため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図る。また、地域の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、体制が整った組織は法人形態への誘導を図る。

(2) 女性農業者の育成

女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するため、家族経営協定締結等による農業経営改善計画の共同申請の推進や、地域計画の策定、集落営農の組織化・法人化等の協議の場への女性の参加を促進する。

(3) 小規模農家等との連携

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家と効率的かつ安定的な農業経営との間で役割を分担しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう努める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 農業経営の基本指標

〔個人経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻・黒大豆 複合	水稻 6ha 新規需要米 (飼料用米等) 2ha 黒大豆 2ha 作業受託 (収穫等) 5ha 【経営面積】 10ha	【資本装備】 作業場 150 m ² トラクター35ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン4条 1台 乾燥機7t 2台 乗用管理機 1台 黒大豆脱粒機 1台 フォークリフト 1台 軽四トラック 1台	複式簿記記帳 青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・後継者の育成・確保 主1補助0.5

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 もも	日川白鳳 5a 加納岩白桃 10a 白鳳 20a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 15a 晩生品種 15a 【経営面積】 85a	【資本装備】 作業場 150 m ² 防風ネット 8,500m ² 防蛾灯 8,500m ² かん水施設 一式 バックホー 1/2台 スピードスプレーヤー 1/3台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により 経営と家計の分離を図る・青色申告の実施 ※バックホーは2戸、SSは3戸の共同利用とする。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・6月～8月の農繁期における臨時雇用従事者の確保 主1補助0.9

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 ぶどう	【作付面積等】 簡易被覆 ピオーネ 20a オーロラブラック 15a シャインマスカット 15a 【経営面積】 樹園地 50a	【資本装備】 作業場 150 m ² ぶどう棚 5,000 m ² かん水施設 一式 バックホー 1/2台 スピードスプレーヤー 1/3台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	複式簿記記帳 青色申告 ※バックホーは2戸、SSは3戸の共同利用とする。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・5月～9月の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
花き専作	トルコギキョウ	30 a	作業場	50 m ²	複式簿記記帳 青色申告	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・7～8月の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	小ぎく	25 a	パイプハウス	2,500 m ²		
トルコギキョウ+小ぎく	【経営面積】 55 a		かん水施設	一式		主 1 補助 0.8
			重油タンク	5 基		
			トラクター	1 台		
			管理機	1 台		
			動力噴霧機	1 台		
			冷蔵庫	1 台		
			軽四トラック	1 台		
			かん水ポンプ	1 台		
			温風暖房機	5 台		

営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作	雨よけ	20a	パイプハウス	2,000 m ²	雨よけ施設と露地栽培で長期出荷と作業分散を図る。出荷調整は共同選別施設を利用し省力化を図る。	主 1 補助 0.5
アスパラガス	露地	20a	かん水施設	一式		
			農機具庫・作業場	100 m ²		
	【経営面積】	40a	動力噴霧機	1 台		
			低温貯蔵庫	1 台		
			軽四トラック	1 台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農単一	〈飼養頭数〉 搾乳牛＝40頭 育成牛＝10頭 〈作付面積〉 トウモロコシ イタリアライグラス 〈延べ面積〉 6 ha	【資本装備】 トラクター(66ps) 2台 ロールバレーラップング 1台 バルクレー 1,200 L 1台 自動給餌機 一式 牛舎 500 m ² たい肥化施設 1基 排水処理施設 1基 〈その他〉 収穫作業はコントラクターに委託する。 地域で生産されるイネWCSを利用する。 ふん尿は堆肥化ほ場還元余剰分は販売	複式簿記記帳 青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働コストの軽減 主1 補助0.5

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専作	〈飼養頭数〉 黒毛和牛(繁殖) 30頭 放牧 6 ha	【資本装備】 牛舎 400 m ² カーフハッチ 堆肥舎 1基 ロールバレーラップング 1台 〈その他〉 母牛は放牧 子牛は超早期母子分離、人口ほ乳 地域で生産された飼料を利用する。	複式簿記記帳 青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・雇用による労働の軽減 減 主1 補助0.5

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専作	〈飼養頭数〉 黒毛和牛(肥育) 200頭	【資本装備】 飼料給餌車 2台 自動給餌機 1台 ホイローダー 1台 ダンプカー 1台 マニュアルレタダー 1台 牛舎 2,000 m ² 堆肥舎 1基 〈その他〉	複式簿記記帳 青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・雇用による

		8ヵ月導入、肥育期間 16 ヵ月 ふん尿は堆肥化ほ場還元余剰 分は販売	労働の軽減 減 主 1 補助 0.5
--	--	--	---------------------------------

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
茶	〈作付面積等〉 茶 = 3.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	【資本装備】 農機庫・作業舎 150 m ² 製茶工場（4戸共同） 小型乗用摘採機 1台 可搬式摘採機 1台 トラクター（14ps） 1台 防風ファン 1式 加工器具 1/4式	複式簿記記帳 青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋12月の農繁期における臨時雇用従事者の確保 主 1 補助 0.8

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻・黒大豆 複合	水稻 12ha 新規需要米 (飼料用米等) 4ha 黒大豆 4ha 作業受託 (収穫等) 10ha 【経営面積】 20ha	【資本装備】 作業場 200 m ² トラクター40ps 1台 田植機6条 1台 コンバイン5条 1台 乾燥機7t 3台 乗用管理機 2台 黒大豆脱粒機 2台 フォークリフト 1台 1tトラック 1台	・青色申告 ・経営体の体 質強化のため、 自己資本比率を 高める ・キャッシュ フローの適正管 理	・社会保険等の 加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き専作 鉢もの・花壇 苗もの類	施設花き 40a パンジー 11月～12月出し =30a パンジー 2～3月出し =10a インパチェンス 4～6月出し =20a ペチュニア 4～6月出し =20a 【経営面積】 80a	【資本装備】 作業場 200 m ² パイプハウス 4,000 m ² 育苗温室 230 m ² 重油タンク 6基 ソイルミキサー 1台 ポットラマシー ン 1台 ベルトコンベア 1台 播種機 1台 発芽室 1室 2tトラック 1台 軽四トラック 1台 かん水ポンプ 1台 換気扇 8台 フォークリフト 1台 温風暖房機 4台	・青色申告 ・経営体の体質 強化のため、自 己資本比率を高 める ・キャッシュ フローの適正管 理	・給料制の導入 ・社会保険等の 加入 ・雇用従事者の 常時確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市において展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を参考にすることとする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 ぶどう	【作付面積等】 簡易被覆 ピオーネ 10a オロラブラック 10a シャインマスカット 10a 【経営面積】 樹園地 30a	【資本装備】 作業場 100 m ² ぶどう棚 3,000 m ² かん水施設 一式 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記記帳 ・青色申告	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・5月～9月の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 もも	【作付面積】 加納岩白桃 5a 白鳳 10a 清水白桃 15a おかやま夢白桃 5a 晩生品種 5a 【経営面積】 40a	【資本装備】 作業場 100 m ² 防蛾灯 4,000 m ² 防風ネット 4,000 m ² かん水装置 一式 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作	アスパラガス(露地) 20a 軟弱野菜 40a 【経営面積】 60a	【資本装備】 トラクター24ps 1台 ビニールハウス 200 m ² 4棟 農機具庫・作業場 100 m ² 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 軽四トラック 1台 かん水ポンプ 1台	アスパラと軟弱野菜の組み合わせで周年出荷を目指す複式簿記記帳 青色申告	主 1 補助 0.8

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である黒大豆などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、岡山県農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による

支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 岡山県農業会議、岡山県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業普及指導センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市内において後継者がいない場合は、県及び農業普及指導センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業普及指導センター、岡山県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用集積に関する目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

◎農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標	耕地面積に占める割合
680ha	22%

(注) 目標年度は令和5年度とする

◎効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標
効率的かつ安定的な農業経営の育成と農地中間管理事業の活用により担い手への農地の集積割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

美作市、農業委員会、岡山県農地中間管理機構、農業協同組合、勝英土地改良区（以下「土地改良区」という。）等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域計画を基に、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や事業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に本市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農

業団体制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 基盤法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法及び第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置

協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、開催に当たっては、広報誌への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

参加者については、農業者、美作市、美作市農業委員、美作市農地利用最適化推進委員、農業協同組合、岡山県農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農業政策課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) 地域計画の策定及び公表

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、岡山県農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地の貸借権設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが

適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当すると認められるときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について農地の貸借権設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の農地の貸借権設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農地の貸借権設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農地の貸借権設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の

所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農地の貸借権設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農地の貸借権設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受

委託、さらには農地の貸借権設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理事業を活用して設置した研修ほ場での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 7月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成21年10月 6日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年 6月11日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成24年 2月16日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年 3月31日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 3年12月21日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 5年 月 日から施行する。
- 9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。